

「西部清掃工場更新」における浜松市PFI等審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市PFI等審査委員会条例（令和4年条例第16号）の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき実施し、又は手続きを準用して実施する浜松市西部清掃工場更新事業（以下「本事業」という。）に係る委員会の設置について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本事業中、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第5条第1項の規定による実施方針の策定に関すること。
- (2) 法第7条の規定による特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関すること。
- (4) 契約アドバイザー業務に係る業者の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本事業に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人で組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者5人
- (2) 浜松市財務部長
- (3) 浜松市環境部長
- (4) 浜松市カーボンニュートラル推進事業本部長

3 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正及び客観性に留意して審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、本事業に利害関係を有してはならない。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、浜松市が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、浜松市環境部廃棄物処理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本指針、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱及び浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、本事業が特定事業に選定されないことが確定した日、特定事業の選定後に特定事業契約の締結に至らないことが確定した日又は第2条に規定する職務が完了した日のいずれか早い日に、その効力を失う。